

## 建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 石綿に係る規定の整備

石綿含有建材の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が原則禁止となることを踏まえ、石綿含有建材に係る規定を整理するものとする。

(第四十三条、第八十四条及び第一百五十五条関係)

### 第二 位置の制限を受ける処理施設の明確化等

一 ごみ焼却場以外のごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設を、位置の制限を受ける処理施設として明確化するものとする。

(第三百三十条の二の二関係)

二 位置の制限が緩和される小規模な処理施設として、一定のごみ焼却場以外のごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設を追加するものとする。

(第三百三十条の二の三関係)

### 第三 附則

一 この政令は、一部の規定を除き、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十六年七月一日)から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 関係政令について所要の改正を行うものとする。

(附則第三条関係)